

解雇・雇止めの場合のルール

解雇に関する一般的なルールなど

国籍を理由とした解雇は禁止されています

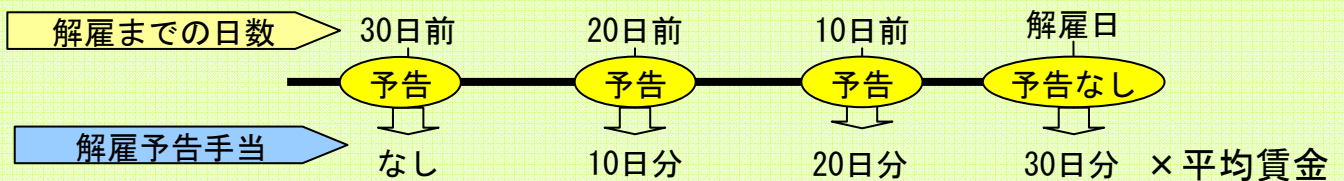
- 労働者の国籍を理由とする解雇は禁止されています。

解雇された場合でも・・・

- 事業主は、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講のあっせん、求人情報の提供といった再就職の援助が求められています。

解雇を行う場合には、労働基準法に基づく解雇予告等を行わなければなりません

- 解雇は少なくとも**30日前までの予告**が必要です。予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じ下図のような**解雇予告手当**を支払う必要があります。
- ※ 2か月以内の雇用契約の労働者などには適用されません。ただし、契約の期間を超えた後も引き続き使用されている等の場合は、適用されることになります。



- あなたは、解雇の予告後に、**解雇の理由等について証明書**を請求することができ、使用者は速やかに証明書を交付しなければならないこととされています。

雇用期間に定めのない労働者の場合

解雇については労働契約法の規定を守らなければなりません

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、**権利を濫用**したものとされ、無効となります。

雇用期間に定めのある労働者の場合（契約期間を例えば半年や1年と設定している方のことです）

解雇については労働契約法の規定を守らなければなりません

雇用期間に定めのある派遣労働者や期間工などの解雇は、やむを得ない事由がある場合でなければ、**雇用期間途中で解雇することはできません**。雇用期間の定めのない労働者よりも、**解雇の有効性は厳しく判断**されます。

- ※ 解雇が無効とされた場合には、会社は、解雇しようとした後の期間についても賃金の支払い等を行う必要があります。

有期労働契約の雇止めについては、その基準が定められています

- 雇用期間の満了に伴い、雇用契約を更新しない（雇止めをする）場合にも、雇用契約が3回以上更新されている場合や、最初の雇用から1年を超えて継続勤務している場合には、**少なくとも30日前までに予告**をしなければなりません。
- あなたは、雇止めの予告後に、**雇止めの理由について証明書**を請求することができ、使用者は速やかに証明書を交付しなければならないこととされています。
- 裁判例によれば、繰り返し契約を更新していた等の状況に照らし、**雇止めは権利の濫用**として、認められない場合があります。

特に派遣・製造業の請負で働いている場合には・・・

派遣契約が中途解除されても、労働契約は継続します

- 労働契約と派遣契約とは別です。派遣契約が途中で解除されても、あなたを雇用している派遣会社とあなたとの労働契約は続いており、派遣会社は賃金を支払う必要があります。
- 派遣契約が中途解除された場合、あなたを雇用する派遣会社は、派遣先の会社と連携して派遣先の関連会社での就業のあっせんなど新たな職場を確保することが求められています。
- 仮に、次の派遣先がなく休業させた場合、派遣会社は、休業期間中、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払わなければなりません。
- 派遣契約が途中で解除されたからといって、安易に解雇されるものではありません。（解雇に関しては前ページ参照）

製造などの請負契約が中途解除されても、労働契約は継続します

- 労働契約と請負契約とは別です。請負契約が途中で解除されても、あなたを雇用している請負会社とあなたとの労働契約は続いており、請負会社は賃金を支払う必要があります。
- 請負契約の中途解除が発注元の責任による場合、発注元は、発注元から仕事の機会を提供することや、30日前の予告を行うこと、これができない場合には30日以上に賃金に相当する金額の損害賠償が求められています。
- 仮に、次の受注がなく休業させた場合、請負会社は、休業期間中、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払わなければなりません。
- 請負契約が途中で解除されたからといって、安易に解雇されるものではありません。（解雇に関しては前ページ参照）

失業した場合には雇用保険から失業手当を受け取れます

<受給要件>

失業した場合であって、次のいずれかの期間加入していた場合には失業給付を受けられます。

- ① 過去2年間のうちに12か月以上加入していたこと
- ② 倒産、解雇の場合には、過去1年間のうちに6か月以上加入していたこと

もし雇用保険加入の手続きをしていなくても・・・

加入要件を満たしているにも関わらず事業主があなたを雇用保険に加入させていなかった場合には、あなたが離職した後であっても、過去に遡って（最大2年間）加入手続きを行い、失業等給付の受給が可能となる場合がありますので、加入要件に当てはまらと思ったら、ハローワークに相談してみましょう。

(参考) 様々な働き方

